

## 「週休 2 日適用工事（交替制）」（令和 8 年 1 月）特記仕様書

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日（交替制）に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する「週休 2 日適用工事（交替制）」受注者希望方式の対象案件である。なお、通期の週休 2 日（交替制）について、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

通期の 4 週 8 休以上（対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら休日率 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態）を前提に、補正対象経費に通期の週休 2 日補正係数を乗じて予定価格を作成している。

受注者は、「週休 2 日適用工事（交替制）」（令和 8 年 1 月）実施要領に基づき、月単位の週休 2 日（交替制）の取組の希望の有無を工事着手前に、監督員と打合せ簿により協議するものとする。

休日率の達成状況により、月単位を希望して月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合は、月単位の週休 2 日補正係数に設計変更する。月単位の 4 週 8 休に満たないもの、月単位を希望しなかったもので、通期の 4 週 8 休以上を達成した場合は、通期の週休 2 日補正係数のままとする。通期の 4 週 8 休に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。

参考とした新潟県の実施要領等の電子データは、新潟県ホームページから入手できる。

（<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chisan/1356903835175.html>）